

公 告

(参加意思確認公募)

独立行政法人国際協力機構東京国際センター（JICA東京）が、2017年6月中旬に開始する予定の案件に関し、別紙のとおり公募参加確認書の提出を招請します。

なお、本件公告に関する問い合わせは、JICA東京経済基盤開発・環境課（電話：03-3485-7641 担当：栗崎）宛にお願いします。

2017年4月14日

独立行政法人国際協力機構
東京国際センター 契約担当役
所長 木野本 浩之

**2017-2018 年度カンボジア国別研修
「住宅政策」に係る
参加意思確認公募について**

独立行政法人国際協力機構東京国際センター（以下「JICA東京」という。）は、下記の業務について、参加意思確認書（様式1）の提出を公募します。本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた開発の中核を担う人材に対し、所定の案件目標を達成するべく、必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、独立行政法人 都市再生機構（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、日本の住宅政策執行機関として、我が国の都市・住宅開発に従事した経験をもつ者を複数擁しており、多方面に対し、当該分野の研修講師派遣の実績があります。また、JICA東京所管地域において関連分野に関する研修事業の受注実績を有していることから、下記の「2. 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1. 業務内容

- (1) 案件名 国別研修（カンボジア）「住宅政策」研修委託業務
- (2) 担当部署 JICA 東京 経済基盤開発・環境課
- (3) 案件内容 研修委託業務概要（別添）のとおり
- (4) 研修コース実施期間
2017 年度：2017 年 6 月 18 日～2017 年 7 月 1 日
2018 年度：調整中
- (5) 契約履行期間
2017 年度：2017 年 5 月下旬から 2017 年 9 月末日まで(予定)
2018 年度：調整中

2. 応募要件

- (1) 基本的要件

①公示日において、平成 25・26・27 年度もしくは平成 28・29・30 年度の
全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を
有する者。

なお、全省庁統一資格保持者でない者で参加意思確認書を希望する者は、
当機構における競争参加資格審査を受けることができます。

②一般契約事務取扱細則第 4 条第 1 項の規定に該当しない者。

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平
成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、再生計画又は再生計画
が発効しない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

③当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規
程」（平成 20 年 10 月 1 日規定（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資
格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。

- ・資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止
期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。

④日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。

⑤以下の要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの
将来においても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しよう
とする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しない
こと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはない
ことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、
誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する
事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会
屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又
はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織
犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平
成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でなくなった
日から 5 年を経過しない者である。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正

の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）に定める禁止行為を行っている。

(2) その他の要件

- ①案件受託上の条件として、2017 年度案件を第 1 回目として受託し、2018 年度まで計 2 回、同一案件を受託可能であること。なお、2017 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2018 年度案件まで随意契約を行う予定です（但し、研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度ごとに業務量、価格等について見直しを行なった上で締結します。
- ②業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
- ③途上国の職業能力開発行政事情に精通し、研修指導に必要な同分野の専門人材を確保できること。

3. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出（様式 1・2・3）	提出期間	2017 年 4 月 28 日（金）12 時まで
	提出場所	JICA 東京 経済基盤開発・環境課
	提出書類	参加意思確認書、2 応募要件に求められる実績等を証明する資料（写し可）※詳細は欄外参照のこと。
	提出方法	持参又は郵送（※郵送（配達記録の残るものに限る）する場合は提出期限必着。持参の場合は、平日 10:00 から 17:00 まで（正午から 14:00 までは除く）に上記提出場所へ持参のこと。）

※提出書類について

A. 全省庁統一資格を有する者

- 1) 公募参加確認書（様式 1）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 平成 28・29・30 年度もしくは平成 25・26・27 年度の全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- 3) 誓約書（様式 3）

B. 全省庁統一資格を有していない者

- 1) 公募参加確認書（様式 2）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 登記簿謄本（写）
- 3) 財務諸表（直近 1 か年分）（写）
- 4) 納税証明書（その 3 の 3）（写）
- 5) 営業経歴書（過去 1 年間の事業実績を示す資料など）
- 4) 誓約書（様式 3）

(2) 審査結果の通知	発送日	2017 年 5 月 9 日（火）まで
	通知方法	郵送またはメール
(3) 応募要件無しの理由 請求	請求場所	JICA 東京 経済基盤開発・環境課
	請求方法	持参又は郵送（※郵送（配達記録の残るものに限る）する場合は提出期限必着。持参の場合は、平日 10:00 から 17:00 まで（正午から 14:00 までは除く）に上記提出場所へ持参のこと。）
	請求締切日	2017 年 5 月 12 日（金）12 時まで
	回答発送日	2017 年 5 月 16 日（火）
	回答方法	郵送またはメール

4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書及び添付書類の差し替え及び再提出は認めません。

(6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)

(7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。

(8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

(9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限ります。

(10) 契約保証金：免除します。

(11) 共同企業体の結成：認めません。

(12) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/index.html>)にて公開中です。

(13) 情報の公開について：

本公示により、参加意思確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、参加意思確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、参加意思確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

① 公表の対象となる契約相手方：

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

② 公表する情報

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

③ 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

④ 情報の提供

契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

以上

**2017-2018 年度カンボジア国別研修
「住宅政策」
研修委託業務概要**

1. 研修コース概要

【研修コース名】

2017-2018 年度カンボジア国別研修「住宅政策」

【背景】

カンボジア国（以下「カ国」）の都市部では都市開発・人口増加が進み、低所得者層に対する適切な住宅供給が課題となっている。2008 年度のカ国における国勢調査によると、2030 年の人口は 2008 年比で 400 万人増の 1800 万人と想定されており、経済発展が進む都市部において 110 万世帯の新設の住宅が必要と見込まれている。住宅供給の不足は、特に中低所得者や社会弱者グループに影響することが懸念されており、早急な対応が求められている。

このような状況の下、カ国政府は 2014 年に国家住宅政策（National Housing Policy）を施行し、全国民、特に中低所得層や社会弱者グループに対する住宅供給を目指しているが、新たに設置された土地省住宅局には、この問題に対応する経験や能力が十分でなく、国家住宅政策に基づいた対応はなされていない。

以上の背景から、カ国における住宅分野課題に対応できる行政官を育成するため、日本にて住宅政策にかかる知見・経験を有する我が国に対し当該分野の人材育成の支援要請がなされた。本業務は、日本における住宅政策の理解・知見を深め、カ国における住宅分野課題に対応できる行政官を育成することを目的として実施されるものである。

【案件目標】

カンボジア国における住宅供給政策を担当する行政官が、自国の当該分野の課題を把握し、課題に対応する能力が向上する。

【到達目標】

- 1) 住宅政策分野における日本の取り組みを理解し、自国における住宅政策の課題を理解する。
- 2) 自国の課題に対して、実施計画を策定する。
- 3) 研修で得た知識および実施計画がカンボジア国内で共有される。

【想定される研修項目（案）】

研修項目	具体的内容	想定できる研修希望先
日本における住宅政策と統計	住宅政策と統計、日本の住宅政策に関する主な統計、統計の分析から住宅の立案	国土交通省
日本の住宅・都市問題の歴史的概要	日本の住宅の戦後の歩み、日本の住宅制度、供給等	国土交通省、地方自治体、UR都市機構
日本の住宅事情と住宅政策	日本の住宅供給（資金計画含む）、低所得者向けの公的賃貸／分譲住宅供給、視察含	国土交通省、地方自治体、UR都市機構
日本の住宅金融政策と住宅金融支援機構	住宅金融制度、中低所得者向けの住宅金融システムの整備	国交省、住宅金融支援機構
都市開発事業	日本における都市開発事業の概要、区画整理事業、ニュータウン開発、視察含む	国土交通省、UR都市機構
日本の建築基準	日本の建築基準、建設事業者の育成と品質の確保	国土交通省
カンボジアにおける住宅分野に関する課題分析	インセプションレポート（IR）を基に、カンボジアの課題に関して分析を行う。	JICA専門員、国土交通省、UR都市機構
研修日程・現地セミナーの計画	カンボジア国の課題分析を基に、2017年度、2018年度の研修計画を行う。 研修後の現地セミナーに関するアジェンダを検討する。	

【研修期間】（予定）

全体受入期間：2017年6月18日から2017年7月1日まで

技術研修期間：2017年6月19日から2017年6月30日まで

【対象国】

カンボジア

【人数】

20名（予定）

【対象研修員】

- (1) 住宅政策の企画立案、実施に係る実務者（中央及び州レベル）
- (2) 心身共に健康で支障なく研修生活を送ることができる者（母子の健康・安全を最優先するという立場から、妊娠者の参加は推奨しない。）

【使用言語】

クメール語

【研修概要】

上記案件目標及び到達目標を達成するため、講義、視察、討論等を組み合わせながら、研修を実施する。

なお、技術研修以外に JICA が実施する以下内容を日程案に含めることとする。

- (1) ブリーフィング（滞在諸手続き）：0.5 日間（来日翌日）
- (2) 評価会：1 時間程度（離日前日）

2. 委託業務の範囲及び内容

(1) 研修実施全般に関する業務：

- ① 日程・研修カリキュラム・現地セミナーカリキュラムの立案・作成・調整
- ② インセプションレポートのテーマの提案
- ③ 研修実施に必要な経費の見積り及び経費処理
- ④ JICA、省庁及びその他関係機関との連絡・調整
- ⑤ 研修監理員の確保、連絡調整、業務の確認
- ⑥ コースオリエンテーションの実施
- ⑦ 研修の運営管理とモニタリング
- ⑧ 研修員の技術レベルの把握
- ⑨ 討議の先導
- ⑩ 研修員からの技術的質問への対応
- ⑪ 評価会への出席、実施補佐
- ⑫ 最終総括の実施
- ⑬ テキストの選定、翻訳、印刷、製本

(2) 講義（討議）の実施に関する業務：

- ① 講師の選定・確保
- ② 講師への講義依頼文書の発出
- ③ 講義室及び使用資機材の確認
- ④ 講師への参考資料（テキスト等）の送付

- ⑤ 講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認
および
JICA への報告
 - ⑥ 講義テキスト、参考資料の CD-ROM 化
 - ⑦ 講義等実施時の講師への対応
 - ⑧ 講師謝金の支払い
 - ⑨ 講師への旅費及び交通費の支払い
 - ⑩ 講師（又は所属先）への礼状の作成・送付
- (3) 視察（研修旅行）の実施に関する事項：
- ① 見学先の選定・確保と見学依頼文書又は同行依頼文書の作成・送付
 - ② 見学先への引率・補足説明
 - ③ 見学謝金等の支払い
 - ④ 見学先への礼状の作成と送付
- (4) 事後整理に関する事項
- ① 業務完了報告書作成（教材の著作権処理報告含む）
 - ② 経費精算報告書作成
 - ③ 情報廃棄報告書作成
- (5) 留意事項
- ① 本業務概要は予定段階のものであり、詳細については変更となる可能性もある。

3. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書を各1部ずつ、技術研修期間終了後速やか（契約書記載の期限まで）に提出する。

以上

*** 全省庁統一資格を有している場合 ***

様式 1

2017年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
東京国際センター 契約担当役
所長 木野本 浩之 殿

提出者 (法人番号)
(所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

2017-2018年度カンボジア国別研修「住宅政策」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

2 応募要件に関する記述

※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※ サイズ：A4版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

以上

*** 全省庁統一資格を有していない場合 ***

様式 2

2017年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
東京国際センター 契約担当役
所長 木野本 浩之 殿

提出者 (法人番号)
(所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

2017-2018年度カンボジア国別研修「住宅政策」に係る参加意思確認公募において、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

2 応募要件に関する記述

※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※ サイズ：A4版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

3 付属書類

- ・ 登記簿謄本（写）
- ・ 財務諸表（直近1か年分）（写）
- ・ 納税証明書（その3の3）
- ・ 営業経歴書（過去1年間の事業実績を示す資料など）

以上

提出日：2017年 月 日

誓 約 書

独立行政法人 国際協力機構
東京国際センター
契約担当役 殿

2017-2018年度カンボジア国別研修「住宅政策」の競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住	所	
法	人	名
法	人	番 号
役	職	名
代	表	者 氏 名
		役職印

1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者の役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以 上